

「特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の一部改正について
 新旧対照表 （傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特定貨物(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出若しくは特定役務取引(外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)、軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する役務取引(外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術提供を目的とする取引。以下同じ)、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引)に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>記の1から記の4までのいずれにも該当しない相談であって、輸出令別表第1又は輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当するか否か疑義が生じた場合(条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。)について、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち該当非該当に係る相談を希望する方は、判定を求めることができます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する役務取引を行う場合に、該当非該当の疑義が生じたものに限り、輸出に先立ち相談を希望する方。</p> <p>ア.～イ. (略)</p> <p>3.～6. (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特定貨物(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出若しくは特定役務取引(外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)、軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引)に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>記の1から記の4までのいずれにも該当しない相談であって、輸出令別表第1又は輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当するか否か疑義が生じた場合(条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。)について、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち該当非該当に係る相談を希望する方は、判定を求めることができます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出を行う場合に、該当非該当の疑義が生じたものに限り、輸出に先立ち相談を希望する方。</p> <p>ア.～イ. (略)</p> <p>3.～6. (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>

